

独立行政法人宇宙航空研究開発機構の平成24年度及び
第2期中期目標期間に係る業務の実績に関する評価について

平成25年7月5日

1. 評価の仕組み

(1) 評価の方法

- ・ JAXAからのヒアリング内容、JAXAから提出された「平成24年度業務実績報告書」、「第2期中期目標期間事業報告書」、「平成24年度業務実績に関する法人による自己評価（項目別評価調書）」、「第2期中期目標期間業務実績に関する法人による自己評価（項目別評価調書）」を踏まえ、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構の業務実績評価の基本方針」（資料2）に基づき、評価を行う。
- ・ 具体的には、各委員が評価値（S・A・B・C・F）及びコメントを評価シート（共通資料）に記入。事務局でとりまとめた後、JAXA法27条に基づき、主務省である文部科学省の独立行政法人評価委員会に意見として提出する。
- ・ 提出する意見については、第7回JAXA分科会（平成25年8月7日）において審議する。
- ・ 文部科学省独立行政法人評価委員会は、共管省庁の独立行政法人評価委員会の意見を踏まえ、JAXAの評価を行い、結果をJAXA及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に通知する。

(2) 評価に当たっての留意点

- ・ 内閣府は、JAXA法第26条、第27条に基づき、内閣府が主務大臣となっているJAXAの業務について評価を行う。
- ・ 本年度、評価の対象となる項目は、文部科学省、総務省により作成された第2期中期目標・中期計画に基づく。
- ・ 具体的には、以下の項目について、内閣府JAXA分科会による評価を行う。

(中期目標)

Ⅱ. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

(中期計画)

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1. 衛星による宇宙利用
4. 国際宇宙ステーション（ISS）

- 5. 宇宙輸送
- 7. 宇宙航空技術基盤の強化
- 9. 産業界、関係機関及び大学との連携・協力
- 10. 国際協力
- 11. 情報開示・広報・普及

2. 今後のスケジュール

- 6月中 第5回JAXA分科会（持ち回り審議）
議題：JAXAの業務実績評価の基本方針について
- 7月 5日（金） 9：30～12：00 第6回JAXA分科会（合同開催）
議題：第2期中期目標期間及び平成24年度の業務の実績評価についてJAXAからヒアリング
- 12日（金） ヒアリングに関する質問の提出
- 24日（水） JAXAから、質問に対する回答の提出
- 25日（木） 評価シートの提出
- 8月 7日（水） 15：00～17：00 第7回JAXA分科会
議題：（1）第2期中期目標期間及び平成24年度の実績評価に関するヒアリングの回答と評価について
（2）文部科学省独立行政法人評価委員会への意見（案）について
- 16日（金） 14：30～17：00 第55回文部科学省独立行政法人評価委員会
- 19日（月） 14：00～16：00 第52回内閣府独立行政法人評価委員会

3. 提出先等

○ヒアリングに関するJAXAへの質問

提出期限：7月12日（金）正午まで

○評価シート

提出期限：7月25日（木）18：00まで

○提出先

内閣府宇宙戦略室 中川、内野

電話：03-5114-1931

Fax：03-3505-5971

e-mail：takashi.nakagawa@cao.go.jp

takashi.uchino@cao.go.jp

独立行政法人通則法（抄）

（平成十一年七月十六日法律第百三号）

（各事業年度に係る業務の実績に関する評価）

第三十二条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、各事業年度における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

（中期目標に係る業務の実績に関する評価）

第三十四条 独立行政法人は、主務省令で定めるところにより、中期目標の期間における業務の実績について、評価委員会の評価を受けなければならない。

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（抄）

（平成十四年十二月十三日法律第百六十一号）

（業務の範囲等）

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。
- 二 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。
- 三 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。
- 四 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。
- 五 前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。
- 六 第三号及び第四号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。
- 七 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。
- 八 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。
- 九 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。
- 十 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

2 機構は、前項第四号に規定する人工衛星等の打上げの業務を行う場合には、主務大臣の認可を受けて定める基準に従わなければならない。

（主務大臣等）

第二十六条 機構に係るこの法律及び通則法 における主務大臣は、次のとおりとする。

(略)

五 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって宇宙の利用の推進に関するもの並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（第七号に規定するものを除き、これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣及び総務大臣

七 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第三号及び第四号に掲げるもの（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く。）であって前号の政令で定める人工衛星等又は施設若しくは設備に関するもの（宇宙の利用の推進に関するものに限る。）並びにこれらに関連する同項第五号及び第七号に掲げるもの（これらに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び前号の政令で定める大臣

八 第十八条第一項に規定する業務のうち同項第六号に掲げるもの（これに附帯する業務を含む。）に関する事項については、文部科学大臣、内閣総理大臣、総務大臣及び経済産業大臣

(略)

(独立行政法人評価委員会への意見聴取等)

第二十七条

(略)

6 文部科学省の独立行政法人評価委員会は、次の場合には、前条第一項第四号に規定する業務に関しては総務省の独立行政法人評価委員会の、同項第五号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会及び総務省の独立行政法人評価委員会の、同項第六号に規定する業務に関しては総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会の、同項第七号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び政令で定める府省の独立行政法人評価委員会の、同項第八号に規定する業務に関しては内閣府の独立行政法人評価委員会、総務省の独立行政法人評価委員会及び経済産業省の独立行政法人評価委員会の意見を聴かななければならない。

一 通則法第三十二条第一項 又は第三十四条第一項 の規定による評価を行おうとするとき。

二 通則法第三十二条第三項 後段（通則法第三十四条第三項 において準用する場合を含む。）の規定による勧告をしようとするとき。

(参考) J A X A分科会の評価の視点

(第1回宇宙航空研究開発機構分科会 資料2 抜粋)

改正 J A X A法において内閣総理大臣は J A X Aの行う「人工衛星等の開発、打上げ、運用等の業務（宇宙科学に関する学術研究のためのものを除く）であって宇宙の利用の推進に関するもの」、また、それらに関する「民間事業者の求めに応じて行う援助及び助言」についての主務大臣となった。そのため、以下のような観点で J A X A業務を評価する。

- ①宇宙の利用の拡大を図る観点から J A X Aの行う衛星開発等が広く利用者のニーズに応えるものとなっているか。
- ②同様の観点から J A X Aが衛星開発等を行うに際して、利用者のニーズをとらえる取り組みがなされているか。
- ③同様の観点から、J A X Aが衛星開発等を行うに際して、新たな利用者を開拓する取り組みがなされているか。
- ④民間事業者への援助及び助言が、我が国の宇宙産業の国際競争力強化、産業の発展等に資するよう、適切なものになっているか。